

経済産業省令第九十六号

再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十二年法律第百十三号）の施行に伴い、高炉による製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業に属する事業を行う者のスラグの利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を廃止する省令を次のように定める。

平成十三年三月二十八日

経済産業大臣 平沼 赳夫

高炉による製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業に属する事業を行う者のスラグの利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を廃止する省令

高炉による製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業に属する事業を行う者のスラグの利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年通商産業省令第五十六号）は、廃止する。

附 則

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。